

平成18年8月7日

支援のための連携を考える～実践を通して感じること

NPO法人おかやま犯罪被害者サポート・ファミリーズ

理事長 川崎政宏

1 支援のための連携を考える前提として

現状分析～なぜ途切れるのか？

ア 被害当事者 関係機関 「地域社会での孤立」

事件直後の混乱期 支援を求める精神的余裕すらない。

対人不信感が大きい。誰も信じられない。

情報が錯綜して必要な情報の取捨選択ができない。

課題解決時期 肝心なときには必要な情報がない。

どこへ相談に行けばいいかわからない。

たらい回しにされる。

仲間からの心のこもった情報に救われる

慢性期、生活再建期 思いを語る場所がない。

忘れ去られる。長く深い孤独、孤立。

イ 関係機関 関係機関 「不十分な連携」「顔が見えてこない関係」

- ・ 縦割りの支援「メニュー」中心の支援のため、「人」に対する総合的、継続的支援につながりにくい。
- ・ 互いの役割、できることがわからない。
- ・ 地域連絡協議会は代表者の顔合わせ会にすぎず、実務者会議やケース会議が開催されることは少ない。
- ・ 「顔の見える連携」でなければ、二次被害を心配して、安心して橋渡しできない。
- ・ 一方、担当者が交代すると、一から信頼関係を構築しなおす必要あり。行政の窓口は、特定の医師や弁護士を紹介することはできないため、たらい回しになりやすい。
- ・ 民間支援センターは、名前だけ連ねた専門家も少なからずあり、どこまで信頼していいかわからない。ひどい場合（無自覚であるゆえ）は、加害者代理人弁護士が被害者支援センターの正会員に名をつらね、被害者が傷つくことも少なくない。
- ・ 支援センターも刑事裁判、民事裁判が終われば支援は終わりと考えがち。支

援メニューがなくなれば、支援打ち切りとなりがち。

現状分析～当事者は、実際どうやってつながっているか。

ア 被害当事者 関係機関

- ・ 被害当事者は、情報を得るため東京や大阪まで出向いて仲間を探している。仲間からの情報や支援が一番心強いものになっている。全国犯罪被害者の会、少年犯罪被害当事者の会、全国交通事故遺族の会、TAV交通死被害者の会などは被害者団体でありつつ、最も大きな民間支援組織である（そこで行われている密度の濃い相互支援、仲間支援（ピアサポート活動）について、あまりにも知られておらず、過小評価されている。かたや当事者の方たちは当然のごとく相互支援（直接支援）をしている）。
- ・ しかし、一方で、被害当事者が地域に帰れば、仲間はおらず、孤立した状況に変わりはない。
- ・ 支援機関からの介入的支援はまだ少ないし、被害当事者もなかなか事件直後は警察・専門家以外の民間支援を受けようとしにくい。

イ 関係機関 関係機関

- ・ 各相談機関の心ある人が個人的に顔の見える専門家に橋渡しをしている（そこまでが限界。全体を見渡せる人はいない。）
- ・ 専門家相互でも顔の見えない専門家への橋渡しは不安が大きいので、よく知っている弁護士や精神科医、臨床心理士へ個人的に橋渡しをしているものと思われる。
- ・ 民間支援センターの中でも、協力医師、協力弁護士などが日常的に具体的支援を介して交流している場合はスムーズに橋渡しができている。
- ・ 警察の事件直後からの支援が行われていると、警察と連携している他の機関が協力しやすくなる。

事例) 岡山県では、県警被害者対策室を経由してカウンセリングアドバイザーとして臨床心理士3名が対応しており、性被害当事者など、警察からの橋渡しで早期支援に入ることが可能となっている。その中で、法的問題の解決が必要であれば、リーガルエイド岡山の弁護士に協力を求め、共同支援を行うこともある。

- ・ 全国被害者支援ネットワーク加盟の民間支援センターは玉石混濁状態であり、弁護士や精神科医が名前を連ねていても実際の共同支援の実績がなければ、顔の見える連携はいつまでたってもできない。

2 支援のための連携のあり方を考える視点

支援の起点と終点

ア 起点は。

被害者がいて、はじめて支援が始まる。

被害者はどこにいるのか。現在民間支援センターにつながっている被害者は少ない（直接支援を受けた当事者数の少なさ）。

被害者に最も近いところにいるのは、警察と被害当事者団体。

から連携を考えていくのが早期援助指定団体。混乱期の支援の重要性、早期支援は大きな意味を持つ。

- ・ 組織としての信頼性をどう高めるか。支援の内容についての検証が不可欠。検証にあたって被害当事者の視点、参画がのぞましい。全国被害者支援ネットワークには各支援センターに対する監督機能はないので、被害者と対立しかねない支援センターすら含まれている。被害者不在の支援センターの中には、加害者側代理人弁護士を正会員としてずらりと並べてホームページで公開して会員数の多さを誇示するセンターも現存する（被害者が運営に参加しておれば到底考えられないことである。加害者側と一緒に支援活動をできないのは当然である。）。
- ・ それゆえ、組織の大きさではなく、関わっている人の資質が大切。支援組織による二次被害（ひとりよがりの支援、支援者のための支援による二次被害）を監視する中立な機関も必要である。
- ・ 警察の手を離れた後の、支援のあり方。警察の信頼のもとにどこまで、民間支援、専門家支援を集結できるか。
から連携を考えていくにはどうすればよいか（警察への援助を求めることができなかつた場合、求めたくない場合）。
- ・ 被害者不在の支援（支援ボランティアのみの支援）はありえない。
- ・ 被害者が集う場から支援が始まる。
- ・ 被害者が何を求めて東京、大阪に集まるのか。
～情報であり、仲間である。
- ・ 被害者とともに活動し、被害者に学ぶ中で支援が見えてきて、支援がつながりあう。
- ・ 被害者が集う場は、まさに被害者支援の拠点である。
専門家はその拠点に協力スタッフとしてかかわることで、支援は厚みを増してくる。
- ・ これまで被害者団体は、当事者の権利確立のための活動が主体であり、個々の被害者の支援はあえて棚上げにされてきた。しかし、これまで自然発生的に被害者団体が行ってきた仲間支援をきちんと目に見える形に整理し、そこに協力スタッフを結集することが考えられてよい（支援者が当事者を選ぶのではなく、当事者が支援者を選ぶことが大切）。

- ・ 課題は、東京、大阪以外の地方で孤立している被害者の孤立化防止策をどうするか。
- ・ 当事者団体を支援の拠点として位置づけ、専門家が拠点を支援し、各地方支部を立ち上げていくことも考えられてよい。
- ・ 専門家を結集して拠点そのものを支援する必要。
- ・ 各地域社会ではまだ声をあげる被害者は少なく、組織がない。拠点団体と自助グループのネットワーク化も必要。
一番欠落しているのは、地域社会での既存のネットワークに「被害者支援の役割」の認識がないこと。は自分の問題ではないという認識で、地域社会全体の抱える問題だという認識が不十分。真の支援のための拠点ができ、専門家チームが拠点をバックアップできれば、拠点へつながり、また拠点から訪問等により介入支援を行うこともできる。
- ・ 地域には様々なネットワークがすでにある。子ども、女性、高齢者などの抱える問題に対応する支援ネットワークには多職種が関与している。しかし、ネットワーク相互が必ずしもリンクしていない。
- ・ したがって、行政主導で被害者支援のためのネットワーク作りをいくら行っても、形式だけのネットワークである限り（警察の連絡協議会などの例）ただあるというだけで機能しない。被害者とともに考えようとする人たちが結びついて初めて心のこもったネットワークができる。
- ・ 今後考えられるリンク可能な地域のネットワーク（地域包括支援センター、要保護児童対策地域協議会、自殺対策基本法に基づく遺族支援チームなど）を整理して結びつけていく努力が必要。

イ 終点は地域社会。

- ・ 犯罪により理不尽にも反転した世界を生きていかざるを得ない当事者の方たちと、ともに生きていく仲間、支援者による長期的支援は必要。
- ・ 時間軸をみすえた連携の必要。支援メニューが尽きた後も「人」としての関わりは続く。
- ・ 全体を誰がコーディネートするかが課題。
- ・ 地域の中で、被害者が求める長期的支援についてまだ十分考えられていない。具体的課題の解決とともに孤立した状況の解消策を考えていくべき。

被害者のいる地域拠点における支援

ア 地域拠点における支援

- ・ 個別の解決すべき課題に対する相談・橋渡しだけでは切れてしまう。総合相談拠点が必要。橋渡し後のフォローが不可欠。地域の専門相談機関の中継基

地的役割。すでに取組実績のあるDV被害者支援が参考となる。

例) 相談拠点～DV被害相談について多くの課題を抱えて相談がある。

配偶者暴力相談支援センターは、

聴く 課題ごとにつなぐ(特に安全確保)

つないだ結果のフォロー 再度つなぐ、調整

結果のフォロー

生活再建までの継続相談

当初は で終わってしまう場合が比較的多かったが、

ができるようになると、拠点への信頼感が高まる。組織の体制や相談員の資質によるところが大きい。相談員がどこまでを自らの役割として対応できるか、認識するかによって対応も異なる。

ただ、各相談先に出向いて課題解決に動くのは、被害者みずから、橋渡し先へ一人で出向くため、心細さ、言うべきことが言えないという事態がおこっている。付添ボランティア、アドボケイターの役割が重要。

例) 直接支援拠点～シェルターを拠点とした支援

- ・DV被害、性虐待などの場合、相談だけでは支援にならない。
- ・安全確保、生活再建が不可欠。公的な一時保護は期間が限られ、時間軸をみすえた支援につながらない。
- ・民間シェルターは、「生活」「人」に密着した支援を組み立てともに生きていくうえの支援活動を行う(いのちの拠点)。
- ・コーディネーターによる支援の組立て。専門家は拠点において協力する。

(岡山県でのシェルターを拠点とした民間直接支援実績)

平成17年1月から平成17年5月までの実績 シェルター1室、利用者1名

平成17年6月から平成18年3月までの実績 シェルター4室、利用者15名

権利擁護活動(直接支援)の具体例(6月～3月)

調停、法廷への付添	15回
弁護士事務所への付添	22回
警察署生活安全課への付添	3回
社会福祉事務所への付添	1回
学校、教育委員会への付添	2回
クリニック受診への付添	2回
自助グループ	11回

その他、銀行・郵便局への付き添い、生活用品の提供・運搬、荷物搬出の同行、居住地安全確保の為の設備作業、就職に向けての資格取得のアドバイス・指導、託児

(参考)

(他の民間支援組織A) ホームページ資料から

平成17年3月から平成18年6月までの著を直接支援実績(のべ件数)

付添(専門家との面接相談)	5件
付添(法廷など)	11件
自助グループ活動	2回

(他の民間支援組織B)

平成17年3月から平成18年6月までの直接支援実績(のべ件数)

ピアサポート	13回(被支援者4名)
(傍聴付添、支援傍聴、意見陳述助言)	
自助グループ活動	18回

3 専門家チーム

意義と必要性

- ・ 解決すべき法律面、心理面、健康面、生活面の課題は多い。
- ・ 混乱期はすべての課題に一度に、あるいは次々と直面するため、一人では対応しきれない。
- ・ 専門家同士のネットワークができれば、当事者が同じ説明を二度も三度もしないですむ。あるいは合同面接で一度に課題解決に向けての役割分担を行うこともできる(性被害当事者に臨床心理士、弁護士がスポットで合同面接を行うなど)。
- ・ 実際には、各専門家ごとの縦割りの支援メニューしかない、あるいはネットワークがない場合が多く、当事者が一人で個々の専門家を探さなくてはならない。

例)「弁護士を探したい」(居住地A県、事件地B県)

～地元A県で探したがいない 東京で情報収集

大阪の当事者の会に参加

参加していた他の当事者同伴でC県で面接

B県の弁護士会に問合せ、相談窓口確立しておらず。

専門性の高い民事事件についてはD県の弁護士を紹介。刑事事件の付添については再度ご本人がA県であたってみることに。

- ・ 弁護士や精神科医、臨床心理士の中でも、犯罪被害者支援に問題意識を持つ

て関わる人が限られている。また、専門家だからといって誰でも犯罪被害者支援ができるわけではない。研修と経験と問題意識がないと心ある支援につながらない。

例) 多くの弁護士に名簿登録してもらい、順番に被害者相談を行ったら、数年たたないうちに公共相談窓口からの橋渡し件数が激減し、支援件数もほとんどない状態となった例がある。

専門家の内部で問題意識や役割意識を持つこと。

専門家相互のネットワーク、もしくは、コーディネーターの必要性

- ・ 一番難しいのは、専門家同士の「顔の見える連携」。これだけは、支援を重ねていく中で築いていくしかない。
- ・ 支援センターに専門家チームの「拠点」ができれば、センターを拠点とした専門家チームの介入支援なども可能となる。

例) 「地域でのチーム支援」という観点からのみ見れば、精神科地域医療のACT事業などの取組みが、「地域に出向く専門職チーム」という点で参考になると思われる。

現状 警察

- ・ 被害当事者にとって、警察による支援は心強い。
- ・ 専門家支援とどう連携するか。警察から引継ぐ受け皿があるか。
- ・ 地域の連絡協議会はあまり機能していない。
- ・ 担当者においても、顔が見えていない状況で、直接弁護士を紹介したり、民間組織（専門家を構成員としていても）を紹介することにとまどいがある。どうしても、被害当事者自らが電話相談から入っている。警察では、民間支援組織の案内、紹介（パンフレットを渡す）にとどまっている。
- ・ 被害者に手渡す手引書については、課題解決期には貴重な手がかりとなっている。
- ・ 岡山では、カウンセリングアドバイザー制度があり、性被害の場合など、警察から登録の臨床心理士3名への橋渡しが行われ、早期支援に入っている。

検察

- ・ 被害者支援員は庁外との連携には消極的な印象を受ける。
- ・ 被害者に接している検事が、専門家や民間支援センターを紹介することも、どこまでしてよいのか、躊躇している印象を受ける。リーフレットを渡す程度

か。

- ・ 実際には、意見陳述で困って支援を求めてくる方、被害弁償や示談の申入れを受けて困って電話相談される方が多い。

医師、臨床心理士

- ・ 問題意識をもった個々のメンバーが動いている状態であるため、支援センターに有志が集結しているセンターはうまく機能していると思われるが、集結していないセンターは個々につながりをつけていく必要がある。
- ・ 「顔の見える連携」は不可欠だが、問題意識を広げていき、顔が見えやすい環境を作っていく必要。

弁護士

- ・ 各単位会に被害者相談窓口は整備されてきている。
- ・ 民間支援センターにも弁護士の参加は進んでいる。
- ・ しかし、実際に被害当事者とともに活動する弁護士の数は少ない。

その他

- ・ 現在はまだ参加が少ないが、社会福祉士、看護師、保健師の方たちの地域での協力は重要であると考え。身近な生活場面での専門職支援。遺族のグリーフケアなど。
- ・ 今後の可能性
 - ・ 縦割りで取り組むのではなく、地域で拠点を作り、拠点を中心にチーム作りを行う必要。その際、被害当事者が拠点に何らかの形で関与していることが重要。
 - ・ 支援拠点に関して二通りのでき方が考えられる。
 - ・ 被害当事者団体が地方支部を立ち上げて、支援者・専門家が支えていく方法。
 - ・ 支援者・専門家中心の民間支援センターが当事者グループと連携していく方法。
 - ・ 専門家支援も始まったばかりであり、核になるメンバー育成が必要。
 - ・ 地域が持つ既存のネットワークを活用した専門家支援も考えられるが、そのためには、各専門家が被害者支援についての役割意識を持つことが前提。地域での既存のネットワークの点検作業を地域で行う必要。
 - ・ 保護施設での支援には、専門家は結集しやすい(例、児童虐待ケースの協力医師、協力弁護士)。
被害者が集う拠点施設に専門家も結集して拠点支援ができることをめざしたい。当事者不在の拠点には、当事者は近づきたい。

地域拠点を基地とした訪問チームによる支援まで進めば、理想的。

4 コーディネーター

コーディネーターの役割

- ・ 支援の拠点となる個人。
- ・ 被害当事者に伴走しつつ、必要な支援をコーディネートしていく。
- ・ 当事者が本来なら一人で行える行政窓口や司法機関での手続きでも、被害後の混乱期には何から手をつけてよいかわからないことが多い。また、どのような社会資源を組み合わせたら有効な支援ができるかについても情報を持ち合わせていない場合が多い。
- ・ コーディネーターは、まず当事者の視点で話を聴く。一緒に考える。必要なことを明確化していく。そして、一緒に行動する。全体を見渡しながら、不備な箇所を点検する。

コーディネーターに必要とされるもの

- ・ 被害当事者のニーズを明確化していく力～よく聴くこと。
- ・ 的確な情報提供を行う。当事者の行動選択をしやすくする。～よく知ること。
行政、司法を含めて総合的な情報をもっていることと、協力を求めうる人的資源をもちあわせていること。
- ・ 行動する力。ともに行動することで二次被害を防止しつつ、窓口の認識も変えていく。～よく動くこと。
- ・ 受け止めること。どの段階の当事者であっても、いつでも、どんなときでも相談にのる。よりどころとなる。次第に多くの当事者が集うようになる。

* 具体例 Kさん

現在、岡山の犯罪被害者支援の現場でコーディネーターと呼べる人はいないが、DV被害者支援に関しては、民間シェルターを運営しているNPO法人のKさんが唯一コーディネーターと呼ぶにふさわしい活動をしている。

活動実績は前述のとおり。

市と市民グループによる条例策定に深く関わる中で、行政内部の仕組みをよく知っていること、被害当事者と同じ目線で生活支援を実践していることから、シェルターに行政が協力し、専門家も協力し、当事者も集い自助グループもできている。

支援メニューから入るのではなく、何ができるかを当事者と一緒に考える姿勢をつらぬき、信頼関係を築いていっている。裁判所への付添だけでなく、警察や市役所、福祉事務所でのやりとりは被害当事者が自尊心を回復していくうえで、大きな支えとなっている。

典型例は、刑事裁判での意見陳述、傍聴支援が終わった後から始まった支援。

当初、弁護士に求められた支援は、意見陳述を一人ではできないので助けてほしいという内容。その間、警察、検察で「あなたも悪い」と言われ、二次被害を受けてきており（PTSDの診断）執行猶予付き判決を聞いて当事者のショックははかりしれないものがあった。

民間支援グループが意見陳述の際、支援傍聴を行ったが、判決後の対応について、いわゆる支援メニューは尽きていた。しかし、Kさんは、「何かできることがあれば」と声をかけ、二次被害の問題を含め、ていねいに当事者の話を聴くことを重ね、そのうえで県警と所轄警察署に一緒に出向き、二次被害の実態を伝え、窓口対応の改善を求めた。そして、同じような被害に苦しむ人たちがなくなるよう、多くの人に理解してもらいたいという当事者のメッセージをもとに、弁護士、医師らに呼びかけて、プロジェクトチームを立上げ、県知事との意見交換を経て、教育委員会がデートDV防止のリーフレットを中高生に配布するところまで動いている。

コーディネーターとしての資格、研修

- ・ 単純な連絡調整のワンストップサービスをもって「コーディネーター」というのであれば、資格や研修ということも想定できるが、被害当事者の拠り所となるような「コーディネーター」（拠点となる人）については、支援者の実践の積重ねの中から、当事者によって選ばれていくものだと思う。「Kさんであれば」ということで、自然に拠点施設に人が集まってくる。拠点施設での支援の積重ねの中で、さらに次のコーディネーターを支援の現場が、また被害当事者が育てていくのだと思う。
- ・ しかし、行政や司法に関する情報は最低限知っておかなくては、支援のための情報提供すらできない。その意味での研修は必要であるし、何が支援に必要な情報であるかについては、行政との協働作業の中で得られていくであろう。
- ・ 最近、サポーター養成講座は多く開催されているが、講座受講だけで登録されたサポーターがすぐに支援活動ができるかといえば疑問である。
弁護士事務所への付添いという、当事者以上に法律の知識を得ようとする支援者もいるが、当事者が法律相談をしている間、安心して相談に集中できるよう、同伴の幼児の遊び相手を床にしゃがんで熱心に行っている支援者の方が心強く暖かい支援ではないかと思っている。

5 新しい試み～当事者と行政との協働

- ・ 行政担当者にとって、犯罪被害者支援についての役割認識がまだまだこれが

らといった状態である。

- ・ 形式だけの施策にならないよう、地域の中での連携を行っていくうえで、被害当事者の声を聴くことから始めてほしいという思いから、NPOと行政との協働事業を推進している岡山県の取組みの中で、県民局単位での基本計画具体化プロジェクトを提案している。
- ・ 被害当事者と行政担当者が一緒に考えていくプロセスを大切にし、行政内部の理解者を増やしつつ、県民への情報発信も地域から行っていきたい。
- ・ 詳細は別紙事業提案書のとおり。

応募テーマ	1 安全・安心の確保、3 保健・医療・福祉の増進 6 その他（犯罪抑止及び犯罪被害者支援）
事業名	もしあなたが犯罪被害に遭ったら、どうしますか？ 子どもたちの命を守るために、私たちに何ができるか、 被害当事者とともに、一緒に考えてみませんか。 （犯罪被害者等基本計画の具体化プロジェクト・岡山から全国へ） 犯罪を起こさない人づくり、命を語り継ぐまちづくり 犯罪被害体験を聴き、語るタウンミーティングを地域で
事業の 具体的内容 （実施方法等も記入してください）	<p>（事業の趣旨）</p> <ol style="list-style-type: none"> 子どもたちが犯罪の被害に遭う悲惨な事件が続いています。学校、地域社会において犯罪抑止について真剣に取り組む必要があります。常磐大学の諸澤英道教授によれば、「良き被害者支援は、良き被害防止策である。犯罪防止策に四苦八苦するより、まず被害者理解教育と被害者支援の実践を」と言われています。 平成16年12月に犯罪被害者等基本法が制定され、平成17年12月に犯罪被害者支援のための基本計画が閣議決定されました。今まさに国だけでなく、地方公共団体も犯罪抑止教育などを含む各省庁所管の258施策につき、基本計画の具体化を行うことが喫緊の政策課題です。 国レベルでは内閣府を中心に被害者団体のヒアリングを重ね、犯罪被害者の声を聴きつつ、そのニーズをていねいに基本計画に結実させていますが、県・市レベルでは、犯罪被害者支援とは何か、被害者とどう接していいのかさえ、初めてという職員の方が大半で、警察まかせという雰囲気になされがちです。しかし、犯罪は地域社会の中で、否が応でも発生し、犯罪被害者は地域の中で孤立しているのです。 岡山県には犯罪被害者支援の民間組織が二つありますが、私たちは、犯罪被害者とともに、被害者の視点を大切に、基本計画の具体化を行政、司法関係者とともに考えていきたいと考えています。そのために、被害当事者が声をあげ、自らの体験を語り、県民や行政担当者などに犯罪被害について理解を深めてもらい、被害の再発防止について一緒に考える機会を持てたらと願い、本プロジェクトを提案します。 <p>（実施内容及び具体的方法） 別紙記載 のとおり</p>
期待される成果	別紙記載 のとおり

記入欄に書ききれないときは、別紙として添付してください。
可能な限り詳細に記入してください。

別紙

実施内容及び具体的方法

7月～10月 基本計画具体化プロジェクトのワーキンググループ立上げ

岡山県においては、まだ被害者支援のための行政窓口がもうけられておらず、被害者支援の取組みはこれからであり、県民により近いところにある各県民局との連携が不可欠です。

そこで、本プロジェクトは、これから施策に取り組もうとしている行政窓口担当者、犯罪被害について国民の理解を増進するための活動を行っている被害当事者・支援ボランティアなどの民間団体、犯罪被害について理解しようとする市民、犯罪防止に取り組もうとする市民、専門職の三者で、まずワーキンググループを作り、犯罪被害者基本計画を地域社会の中でどう実現していくか、教育現場、福祉現場、医療現場などで、それぞれできることを被害当事者、県民、対人援助専門職、行政担当者を交えたグループで検討会をもうけます。NPOおかやま犯罪被害者サポート・ファミリーズが内閣府とも連携しつつ、コーディネート役をにいます。

11月 ワーキンググループの成果発表、タウンミーティングなどのモデル事業の試み

7～10月の間、月2回程度のワーキンググループを持ち、その成果を11月末の犯罪被害者週間で発表するとともに、ミニシンポジウムを開催し、犯罪被害者等基本計画のもつ意義と今後の具体化への方向性について、岡山県県民生活課をはじめ関係機関にも来ていただき、いくつかのモデル事業案を提示していきます。

例えば、教育現場においては、高校での命を大切にすの心の授業（遺族講演など）を通して、子どもたちを加害者にも被害者にもしない教育実践活動を行うことが考えられます。

福祉現場では、地域で孤立している被害者遺族のネットワーク化あるいはグリーンワークについての学習会などのタウン・ミーティングや学習会などの開催。

医療現場では、性犯罪やDV被害者への対応マニュアルの整備など。

12月～2月 具体的な取組課題についての実践とその報告

検討された取組課題のうち、実現可能性の優先順位を確認しつつ、「すぐに取組可能な実践」を地域社会の中で県民ボランティアと被害当事者、行政担当者で実践していきます。

その報告を岡山県県民生活課に報告し、中期的、長期的課題について県レベルでの取組みを要請していきます。

以上の期間全体を通して、被害当事者の方たちと一緒に作業を行う中で、地域社会の中で被害者の生の声を聴きつつ、犯罪のない、命が大切にされる社会を作るために、一緒に何ができるかを考え、基本計画の具体化に取り組むことができたらと願います。

期待される効果

（行政）

犯罪被害者等基本法は地方公共団体の責務を明示しており、基本計画の具体化、特に国民の理解の増進という政策課題実現のフレーム作りが期待できる。犯罪被害者の声を直接聴きつつ施策の具体化をはかることで、行政担当者の問題意識が向上し、各市町村に対して事業モデルを提示できると同時に、岡山県の平成19年度の事業計画の先駆的取組みと位置づけることができる。

（NPO）

被害当事者が行政担当者や対人援助専門職とワーキンググループを形成することで、支援を必要とする被害者のニーズを明確にして行政や地域社会に伝えることができ、被害者に対する偏見を取り除き、命の大切さをとおして犯罪抑止施策や県民理解を深める広報啓発活動に関して、教育現場や福祉現場での取組みを促進することが期待できる。

（県民）

被害者をかわいそうな人として見るのではなく、被害後の生活をともに生きる人として、地域社会で被害者支援や犯罪抑止を一緒に考えていくきっかけ作りが期待できる。

（協働の意義）

被害者の声を聴くことなくして被害者支援はなく、被害者支援なくして犯罪抑止もないことが、協働事業の中で浮き彫りにでき、岡山県での先進的取組みが内閣府をとおして全国に発信され、他県のモデルとなることが期待される。